

# 別冊①

下関市教育委員会  
議案第1号

下関市学校職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年1月25日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

下関市学校職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

附則に次の1項を加える。

- 4 当分の間、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）附則第3項の措置は、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

提案理由

令和5年第1回定例市議会に議案として提出するため。

		新旧対照表
		新
附 則	旧	附 則
2・3 略	(経過措置)	2・3 略 4 当分の間、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和27年山口県条例第6号)附則第3項の措置は、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

下関市教育委員会  
議案第2号

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年1月25日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第2 下関市立内日中学校の項中「下関市大字内日下字福寿庵1196番地2」を「下関市大字内日下字坂本1031番地」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

令和5年第1回定例市議会に議案として提出するため。

下関市教育委員会  
参考資料  
議案第2号

新 旧 対 照 表

新	旧	対	照	表
別表第2(第3条関係)				別表第2(第3条関係)
				名称 位置
下関市立内日中学校	下關市大字内日下字福寿庵	1196番地2	略	下關市立内日中学校
			略	下關市大字内日下字坂本1031番地
				略

下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

下関市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

下関市立小学校及び中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(小中一貫教育校) <p>第36条の2 次の表の左欄に掲げる学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施する中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫教育校」という。）とし、その小中一貫教育校としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。</p>	(小中一貫教育校) <p>第36条の2 次の表の左欄に掲げる学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して実施する中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（以下「小中一貫教育校」という。）とし、その小中一貫教育校としての名称は、同表の右欄に掲げるものとする。</p>

  

学校	小中一貫教育校の名称
	略
下関市立蓋井小学校	蓋井小学校
下関市立蓋井中学校	
下関市立内日小学校	<u>うつい小中学校</u>
下関市立内日中学校	

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 小中一貫教育校の名称を称するために必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

改正理由

令和6年度から内日校区で開校する小中一貫教育校の名称を定めるもの。